

給実甲第28号 新旧対照表 (給実甲第1232号関係)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第15条関係</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条の規定により給与を減額する場合には、次に掲げる給与の区分に応じ、その給与期間(以下この項において「減額給与期間」という。)に対するそれぞれ次に定める式により算出した額を、それぞれその次の給与期間以降の次に掲げる給与から差し引く。ただし、減額給与期間において勤務すべき全時間がこの条の規定その他法令の規定により給与が減額される時間であった場合又はこれらの規定により俸給から減額すべき金額が減額給与期間に対する俸給の額より大である若しくはこれに等しい場合には、減額給与期間に対する次に掲げる給与(2)及び(3)に掲げる給与については、俸給の月額に対するものに限る。)の額をそれぞれその次の給与期間以降の次に掲げる給与から差し引き、退職、休職等の場合においてこの条の規定その他法令の規定により減額すべき給与額が、次に掲げる給与から差し引くことができないときは、この法律に基づくその他の未支給の給与から差し引く。</p> <p>(1) 俸給 $\{ (\text{俸給の月額} \times 1.2) \div (1 \text{ 週間当たりの勤務時間} \times 5.2) (\text{円位未満四捨五入}) \} \times \text{この条の規定により給与が減額される時間数}$</p>	<p>第15条関係</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 この条の規定により給与を減額する場合には、次に掲げる給与の区分に応じ、その給与期間(以下この項において「減額給与期間」という。)に対するそれぞれ次に定める式により算出した額を、それぞれその次の給与期間以降の次に掲げる給与から差し引く。ただし、減額給与期間において勤務すべき全時間がこの条の規定その他法令の規定により給与が減額される時間であった場合又はこれらの規定により俸給から減額すべき金額が減額給与期間に対する俸給の額より大である若しくはこれに等しい場合には、減額給与期間に対する次に掲げる給与(2)及び(3)に掲げる給与については、俸給の月額に対するものに限る。)の額をそれぞれその次の給与期間以降の次に掲げる給与から差し引き、退職、休職等の場合においてこの条の規定その他法令の規定により減額すべき給与額が、次に掲げる給与から差し引くことができないときは、この法律に基づくその他の未支給の給与から差し引く。</p> <p>(1) 俸給 $\{ (\text{俸給の月額} \times 1.2) \div (1 \text{ 週間当たりの勤務時間} \times 5.2) (\text{円位未満四捨五入}) \} \times \text{附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給される職員(以下この項において「附則第8項対象職員」という。))にあっては、附則第10項中「算出した給与額」とあるのは「算出した給与額(俸給の月額に係るものに限る。)}と、「俸給月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「俸給月額」と、「俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「俸給月額減額基礎額」と読み替えた場合における同項の規定による額} \times \text{この条の規定により給与が減額される時間数}$</p>

(2) 地域手当及び研究員調整手当 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める式により算出した額

イ 広域異動手当が支給される職員 { (地域手当及び研究員調整手当 (いずれも俸給の月額に対するものに限る。)) の月額×12) ÷ (1週間当たりの勤務時間×52) (円位未満四捨五入) } ×この条の規定により給与が減額される時間数

ロ イに規定する職員以外の職員 {第18条の2及び第19条の規定により計算された勤務1時間当たりの給与額×この条の規定により給与が減額される時間数} ((3)において「15条減額総額」という。) - (1)に定める式による額

(3) (略)

3 (略)

(削る)

(2) 地域手当及び研究員調整手当 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める式により算出した額

イ 広域異動手当が支給される職員 { (地域手当及び研究員調整手当 (いずれも俸給の月額に対するものに限る。)) の月額×12) ÷ (1週間当たりの勤務時間×52) (円位未満四捨五入) } (附則第8項対象職員にあっては、附則第10項中「算出した給与額」とあるのは「算出した給与額 (俸給の月額に対する地域手当及び研究員調整手当に係るものに限る。)」と、「俸給月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当」とあるのは「俸給月額に対する地域手当及び研究員調整手当」と、「俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「俸給月額減額基礎額に対する地域手当及び研究員調整手当」と読み替えた場合における同項の規定による額) ×この条の規定により給与が減額される時間数

ロ イに規定する職員以外の職員 {第18条の2及び第19条の規定により計算された勤務1時間当たりの給与額 (附則第8項対象職員にあっては、第18条の2及び附則第10項の規定により計算された勤務1時間当たりの給与額) ×この条の規定により給与が減額される時間数} ((3)において「15条減額総額」という。) - (1)に定める式による額

(3) (同左)

3 (同左)

附則第8項関係

この項の規定により給与が減ぜられて支給されることとなった職員に対しては、人事異動通知書又はこれに代わる文書 (以下「通知書等」という。)によりその旨を通知するものとする。ただし、通知書等の交付によらないことを適当と認める場合には、適当な方法をもって通知書等の交付に代えることができる。

なお、記入の際の参考例を示せば、次のとおりである。

一般職の職員の給与に関する法律 (昭和25年

法律第95号) 附則第8項に規定する特定職員に
該当する間、同項各号に掲げる給与の支給に当た
っては、同項各号に定める額に相当する額を減じ
て支給する